

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が総合的に現れるという特徴をもっている。

本症とわかる前の検査費用は保険適用であるが、治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担を強いられ、患者およびその家族は依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業として（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、事業は継続して行われ、平成22年8月にすでに中間目標を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業をすみやかに行い、早期に診断基準を定めるべきである。そして、平成23年度には診療指針（ガイドライン）の策定およびブラッドパッチ療法の治療としての確立を図り、早期に保険適用とするべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済等の対象とすべきである。

よって、国及び政府においては脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目の実施を強く求める。

記

- 1、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、平成23年度に、ブラッドパッチ療法を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3、脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険、学校災害共済制度の対象に、すみやかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

衆議院議長 様
参議院議長 様

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様

飯山市議会議長